



# 長野県報

12月15日(月)  
平成15年  
(2003年)  
第1517号

## 目次

### 規則

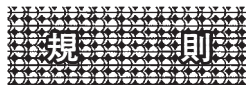
長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) ..... 1

### 告示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の事業所の廃止(高齢福祉課) ..... 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定及び指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉課) ..... 4
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(高齢福祉課) ..... 5
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可(高齢福祉課) ..... 5
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課) ..... 6
- 身体障害者福祉法に基づき医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課) ..... 7
- 身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障害福祉課) ..... 8
- 保安林予定森林(森林保全課) ..... 8
- 公職選挙法に基づき提出のあった平成14年9月1日執行の長野県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支及び支出の報告書の要旨(選挙管理委員会) ..... 9

### 公告

- 平成15年度の技術専門学校短期課程施設外(委託)訓練の訓練生の募集(産業活性化・雇用創出推進局) ..... 17
- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) ..... 18
- 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課) ..... 18
- 土地区画整理組合の理事の就任(都市計画課) ..... 19
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更認可(土地改良課) ..... 19
- 土地改良区の役員の就任及び退任(土地改良課) ..... 19
- 平成16年度長野県若槻養護学校高等部の生徒の募集及び平成15年11月4日付け長野県公告(平成16年度長野県立盲学校及びろう学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒並びに養護学校高等部の生徒の募集)のうち寿台養護学校に係る部分の改正(自律教育課) ..... 19



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年12月15日

長野県知事 田中康夫

### 長野県規則第61号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

目次中「第51条の4」を「第51条の8」に改める。

第5条を第5条の2とし、第1章第2節中同条の前に次の1条を加える。

(知事が指定する課税地)

第5条 条例第6条第3項の規定により知事が指定する課税地は、県民税の配当割及び県民税の株式等譲渡所得割に係る徴収金について、長野県長野地方事務所の所在地とする。

第51条の3中「県民税利子割の更正(決定)通知書」を「県民税利子割更正(決定)通知書」に改める。

第2章第1節中第51条の4の次に次の4条を加える。

(配当割の更正又は決定の通知)

第51条の5 法第71条の32第4項の規定による通知は、県民税配当割更正(決定)通知書(様式第115号)によりするものとする。

(配当割の不足金額、加算金額等の納額告知)

第51条の6 法第71条の33第1項若しくは第2項の規定による配当割に係る不足金額若しくは延滞金額、法第71条の35第1項の規定による配当割に係る過少申告加算金額(同条第2項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による加算後の金額)、同条第3項本文の規定による配当割に係る不申告加算金額又は法第71条の36第1項若しくは第2項の規定による配当割に係る重加算金額を徴収する場合における納額告知は、前条の規定による通知書にそれぞれ併記して行うものとする。ただし、法第71条の35第3項の規定により配当割に係る不申告加算金額だけを徴収する場合における納額告知については、県民税配当割不申告加算金決定通知書(様式第115号の2)により行うものとする。

2 前項の通知書に指定すべき過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の納期限は、当該通知の日から1月を経過した日とする。

(株式等譲渡所得割の更正又は決定の通知)

第51条の7 法第71条の52第4項の規定による通知は、県民税株式等譲渡所得割更正(決定)通知書(様式第115号)によりするものとする。

(株式等譲渡所得割の不足金額、加算金額等の納額告知)

第51条の8 法第71条の53第1項若しくは第2項の規定による株式等譲渡所得割に係る不足金額若しくは延滞金額、法第71条の55第1項の規定による株式等譲渡所得割に係る過少申告加算金額(同条第2項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による加算後の金額)、同条第3項本文の規定による株式等譲渡所得割に係る不申告加算金額又は法第71条の56第1項若しくは第2項の規定による株式等譲渡所得割に係る重加算金額を徴収する場合における納額告知は、前条の規定による通知書にそれぞれ併記して行うものとする。ただし、法第71条の55第3項の規定により株式等譲渡所得割に係る不申告加算金額だけを徴収する場合における納額告知については、県民税株式等譲渡所得割不申告加算金決定通知書(様式第115号の2)により行うものとする。

2 前項の通知書に指定すべき過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の納期限は、当該通知の日から1月を経過した日とする。

第118条中「第72条の74」を「第71条の44、第71条の64、第72条の74、第72条の97」に改める。

様式第10号の一般用の備考の2の表中

狩猟者登録税、 固定資産税及 び入猟税	第号	期分			を
---------------------------	----	----	--	--	---

県民税配当割 及び県民税株 式等譲渡所得 割	第号	年月分	申告 処理 区分	申更決 ・ ・ 告正定	指 定 納期限	・ ・	過少申告加算金 円 不申告加算金 円 重加算金 円	に改める。
狩猟者登録税、 固定資産税及 び入猟税	第号	期分						

様式第115号中「(第51条の3、第67条の4、第76条、第99条、第115条関係)」を「(第51条の3、第51条の5、第51条の7、第67条の4、第99条、第115条関係)」に、

「県民税利子割  
県たばこ税用」を「県民税利子割  
県民税配当割  
県民税株式等譲渡所得割  
県たばこ税用」に、

「県民税利子割  
県たばこ税 更正・決定通知書」を

「  
 県民税利子割  
 県民税配当割  
 県民税株式等譲渡所得割  
 県たばこ税  
 更正・決定通知書 に、  
 」

「屋号 (営業所名) 「氏名 様」に、「県民税利子割 県民税配当割 県民税株式等譲渡所得割 県たばこ税」を、「県民税利子割 県民税配当割 県民税株式等譲渡所得割 県たばこ税」に改める。  
 (氏名) 様 (法人名(営業所名)) 「(法人名)」

様式第115号の2中「(第51条の4、第67条の5、第100条、第116条関係)」を「(第51条の4、第51条の6、第51条の8、第67条の5、第100条、第116条関係)」に、

「  
 県民税利子割  
 県たばこ税  
 ゴルフ場利用税  
 軽油引取税  
 不申告加算金決定通知書(期限後申告分) を  
 」

「  
 県民税利子割  
 県民税配当割  
 県民税株式等譲渡所得割  
 県たばこ税  
 ゴルフ場利用税  
 軽油引取税  
 不申告加算金決定通知書(期限後申告分) に、  
 」

「屋号 (ゴルフ場名又は営業所名) 「(ゴルフ場名) 氏名 様」を氏名 様に改める。  
 (法人名) (法人名(営業所名))」

附則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

税務課